

2018年10月号 山本拓レポート

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

山本拓福井事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

今月下旬に臨時国会召集で補正予算成立へ！ 来年度予算編成も本格化！

平成31年度一般会計概算要求・要望額

(単位 億円)

今月下旬に臨時国会が召集されます。災害復旧・復興や防災・減災対策等の促進に関する補正予算等を審議し、早期に成立させることとなります。

また、年末に向けて来年度の予算の編成も進められます。地方創生関係予算をしつかりと確保し、福井県をはじめ、地域経済の活性化を更に推進していかなければなりません。

私も来年度予算の編成に向けて党の資源・エネルギー、そして農業の責任者として、全力で取り組んでまいります。

| 所管 | 要求・要望額 | 前年度比較増△減額 | 所管 | 要求・要望額 | 前年度比較増△減額 |
|-------------|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|
| 皇室費 | 88 | △ 11 | 文部科学省 | 59,351 | 6,263 |
| 国会 | 1,495 | 69 | 厚生労働省 | 318,956 | 7,694 |
| 裁判所 | 3,274 | 62 | 農林水産省 | 25,231 | 3,928 |
| 会計検査院 | 182 | 7 | 経済産業省 | 11,743 | 2,377 |
| 内閣・内閣本府等 | 29,425 | 791 | 国土交通省 | 70,677 | 11,258 |
| 警察庁 | 3,459 | 308 | 環境省 | 4,560 | 1,290 |
| 総務省 | 164,645 | 3,675 | 防衛省 | 52,986 | 1,075 |
| うち地方交付税交付金等 | (158,111) | (2,962) | 小計 | 781,784 | 37,675 |
| 法務省 | 8,019 | 393 | (基礎的財政収支対象経費) | | |
| 外務省 | 8,102 | 1,135 | うち一般歳出 | (623,672) | (34,714) |
| 財務省 | 19,590 | △ 2,639 | 国債費 | 245,874 | 12,854 |
| | | | 合計 | 1,027,658 | 50,530 |

【訪日外国人旅行者向けに】簡単スピーディーなQRコード決済社会実現へ

政府は2020年までに訪日外国人旅行者数を4千万人、消費額を8兆円にする目標を掲げています。

しかし、キャッシュレス決済率がわずか21%の日本では現金しか使えない店舗が多いことから、訪日外国人旅行者の約4割が不満を持っているとされ、現在のままでは、2020年には109億ドル(為替レートが1ドル=110円とした場合、約1.2兆円)の機会損失が発生するという試算もあります。

そこで、キャッシュレス決済(クレジットカードや電子マネー、デビットカード等により現金で直接やりとりしない方法での決済)、特にQRコード決済の更なる普及拡大を図ってまいります。

QRコード決済の導入拡大を！

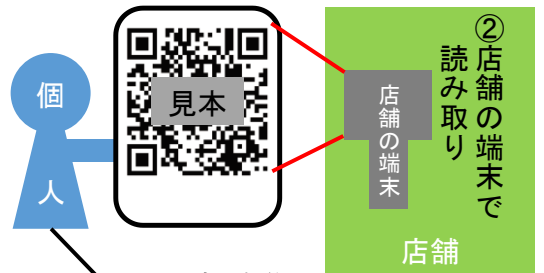
日本におけるキャッシュレス決済はクレジットカードや電子マネーが主流となっていますが、世界では、二次元コードを活用した「QRコード決済」(右図)が拡大しています。

特に中国国内においてはQRコード決済が主流となってきています。2017年の2,869万人の訪日外国人旅行者のうち1/3を超える約1千万人が中国(香港を含む)からの旅行者であり、今後の日本国内での訪日外国人旅行者の消費を更に拡大させるためには、我が国においても、簡便かつスピーディーなQRコード決済の拡大は急務と言えます。

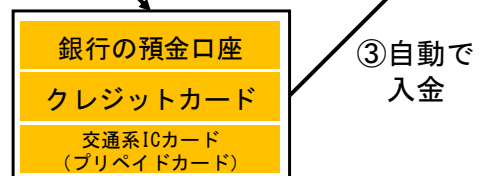
また、QRコード決済においては、クレジットカード決済に必要な10~15万円とも言われている店舗における端末負担コストや、ネットワーク接続料、加盟店手数料(3%程度)等のコストを低減することができる可能性があり、導入する店舗側にもメリットがあることも、QRコード決済の普及を進める大きな理由の一つです。そこで、QRコード決済の規格統一や安全性の確保等を含むキャッシュレス決済の導入促進を図るために、経産省は課題と対策をまとめた「キャッシュレス・ビジョン」を今年6月に発表するとともに、7月には産学官が一堂に会する「キャッシュレス推進協議会」を設立して議論を進め、今年度内を目途に具体的方策をまとめることとしています。

QRコード決済のイメージ

①スマホにQRコードを提示



(予め入金や契約)



※店舗側でQRコードを表示し、消費者がスマホで読み取る方法も存在

38年ぶりに相続法を大幅改正しました！

先の通常国会において、民法等改正法及び法務局遺言書保管法が成立し、相続に関する法律が38年ぶりに大幅に改正されました。今後、順次施行される予定です。

自らが亡くなった際（被相続人となった場合）にどうなるのか、ご家族が亡くなった際（相続人となった場合）にどうするのか、それらにどう備えるのか等を考える上で、今回の大改正のポイントを押さえることが必要不可欠となります。

1 配偶者の居住権の保護の新設

(1) 配偶者短期居住権

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合、一定期間（①又は②の期間）、配偶者がその建物に無償で住み続けることができる権利を新設し、配偶者の短期的な居住を確保する。

①配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、最低6か月間は保障）

②居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続を放棄した場合等（①以外の場合）には居住建物の所有者からの配偶者短期居住権消滅請求から6か月間

(2) 配偶者居住権

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用・収益を認めることを内容とする法定の権利を新設。

遺産分割における選択肢の一つとして配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとする。

例) 遺産が建物2千万円分、預貯金3千万円の計5千万円だった場合（相続分は配偶者：子=1：1）

◆現行制度下で居住建物を配偶者が取得すると？
配偶者：居住建物2千万円分+預貯金5百万円
子：預貯金2千5百万円

◆配偶者居住権により配偶者が自宅で居住を継続しながら自らは子が所有することが可能に（配偶者居住権の評価を1千万円と仮定）

配偶者：配偶者居住権1千万円分+預貯金1千5百万円
子：負担付所有権1千万円分+預貯金1千5百万円

2 遺産分割等の見直し

(1) 自宅の生前贈与を特別受益の対象外に

婚姻期間が20年以上である配偶者に一方が他方に対し、その居住用の建物又は敷地を遺贈又は贈与した場合、原則として、計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてよいこととし、遺贈・贈与の趣旨を尊重した遺産分割が可能となる。

例) 生前に配偶者に建物2千万円分（持分1/2）を贈与し、遺産が建物2千万円分（持分1/2）、預貯金6千万円だった場合（相続分は配偶者：子=配偶者1：子1）

◆現行制度下では
配偶者が受けた生前贈与の建物2千万円分（持分1/2）についても遺産の先渡しと評価される

○遺産の総額=1億円
自宅（生前贈与分2千万円+被相続人持分2千万円）+預貯金6千万円
→配偶者は生前贈与分2千万円を含め5千万円を取得

◆新しい制度では自宅の生前贈与は原則として遺産の先渡しとしない

○遺産の総額=8千万円
自宅（被相続人持分2千万円分）+預貯金6千万円
→配偶者は生前贈与分2千万円分に加えて4千万円を取得（合計6千万円）

(2) 預貯金債権の仮払制度

相続された預貯金債権は、現行制度では遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では払戻しできないが、新しく以下の①及び②により、払戻しを受けられるようにし、相続人の資金需要（葬儀費用、相続債務の弁済等）に対応できるようにする。

①保全処分の要件緩和

仮払いの必要性があると認められた場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。

②家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが得られる制度の創設
遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、単独での払戻しを認めるようにする。

※単独で払戻しをすることができる額=

相続開始時の預貯金債権額×払戻しを行う共同相続人の法定相続分×1/3

(3) 遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合の不公平をなくすために、処分された財産について処分者以外の相続人の同意があれば、処分された財産を遺産分割の対象に含めることを可能とする。

※現行制度では、相続開始後遺産分割前に共同相続人によって処分された被相続人の財産は、遺産分割の対象とはならず、処分者が不当に利益を得て、民事訴訟においても救済されないケースが多かった。

3 遺言制度の見直し

(1) 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言の場合、現行制度では財産目録を含めた全文を自書することが必要であるが、新制度では財産目録をパソコンで作成したり、通帳のコピーや不動産登記事項証明書等を目録として添付したりすることが可能となり、自筆証書遺言の作成の負担を軽減。

(2) 法務局における遺言書の保管

自筆証書遺言を国の機関である法務局で保管してもらうことが可能となる。

保管中の遺言書については相続開始後の裁判所での確認（検認）が不要となるほか、遺言書の存在の把握も容易になり、紛失や隠匿・改ざん等のリスクが回避できる。

(3) 遺言執行者の権限の明確化

4 遺留分制度の見直し

遺留分減殺請求権により生ずる権利は、現行制度では所有権等は共有となるために、事業のための財産が事業に携わっていない者まで共有する複雑な事態となるため、新制度では金銭債権化し、金銭で解決できるようにすることとする。

5 相続の効力等の見直し

特定財産承継遺言等により承継された財産については、現行制度では、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされているが、遺言の有無や内容を知り得ない相続債権者等の利益や第三者の取引の安全を確保するため、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととする。

6 相続人以外の者の貢献を考慮

相続人以外の被相続人の親族（被相続人より先に死亡した子の配偶者等）が、無償で被相続人の療養看護等を行っていた場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭を請求することができることとする。